

高砂市PPP/PFI手法導入優先的検討指針

1 目的

本指針は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和7年改訂版)」(令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるにあたり、多様なPPP/PFI手法を導入するため、優先的に検討する事業を選択する規程を指針として定めるものです。

本指針の策定に伴い、「高砂市 PPP(公民連携)導入指針」(平成28年9月策定、令和3年4月改訂)は廃止します。

2 定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

(1) PPP

Public Private Partnership の略で、市と民間が連携して公共施設等の建設、維持管理、運営その他の公共サービスの提供を行う手法の総称

(2) PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)

(3) PFI

Public Finance Initiative の略で、PPP の手法の一つであり、PFI 法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法

(4) 公共施設等

「高砂市公共施設等総合管理計画」の対象施設

(5) 整備等

建設、製造、改修、修繕含む維持管理、運営又はこれらに関する企画

(6) 優先的検討

本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たり、多様な PPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法に優先して検討すること

(7) 利用料金

公共施設等の利用に係る料金

(8) 分野横断型 PPP/PFI

複数分野又は複数の公共施設等を一括して事業化する手法

(9) 広域型 PPP/PFI

複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となり、PPP/PFI 事業を実施する手法

(10) スモールコンセッション

廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限に活かした小規模(事業費10億円未満)な PPP/PFI 事業を実施する手法

3 対象とする手法

従来型手法に対して本指針が対象とする PPP/PFI 手法は、次に掲げるものとします。

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

① 公共施設等運営権方式

PFI法第 16 条に規定する方式で、市が施設を所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。コンセッション方式。

② 包括的民間委託

市が所有する施設に関する複数の業務の執行を、包括的に民法上の契約として委託する方式。

③ O 方式

Operate 方式。施設の維持管理と運営のみを長期契約で一括発注や性能発注する方式。

④ 指定管理者制度

地方自治法第244条の2等に規定する方式で、市が施設を所有し、民間事業者に管理運営を行わせる方式。

(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

⑤ BTO方式

建設(Build)→移転(Transfer)→運営等(Operate)

⑥ BOT方式

建設(Build)→運営等(Operate)→移転(Transfer)

⑦ BOO方式

建設(Build)→所有(Own)→運営等(Operate)

⑧ RO方式

改修(Rehabilitate)→運営等(Operate)

⑨ DBO方式

設計(Design)→建設(Build)→運営等(Operate)

(3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設、製造又は改修を行う手法

⑩ BT 方式

建設(Build)→移転(Transfer)民間建設(整備)買取方式

⑪ DB 方式

設計(Design)→建設(Build)

⑫ リース方式

民間建設(整備)借上方式

4 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、公共施設等の整備等の方針を検討する時期とし、具体的な時期は次に掲げるものとします。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために、「基本構想」「基本計画」等を策定するとき
- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- (3) 公共施設等の統合、廃止、集約化又は複合化を検討するとき
- (4) その他の公共施設等の整備等の方針を検討するとき

5 優先的検討の対象とする事業

市が実施する必要性のある公共施設等の整備等で、民間事業者の活用効果が期待できる、次の(1)及び(2)に該当する事業について、優先的検討を行います。

ただし、(2)の事業規模を満たさなくとも、分野横断型 PPP/PFI、広域型 PPP/PFI 又はスモールコンセッションの検討を妨げるものではなく、PPP/PFI 手法導入検討の対象とすることは可能です。

(1) 事業分野

市が実施主体となる建築物又はプラントの整備等に関する事業又は利用料金の徴収を行う事業

(2) 事業規模

事業費の総額が10億円以上又は単年度の運営費が1億円以上の事業

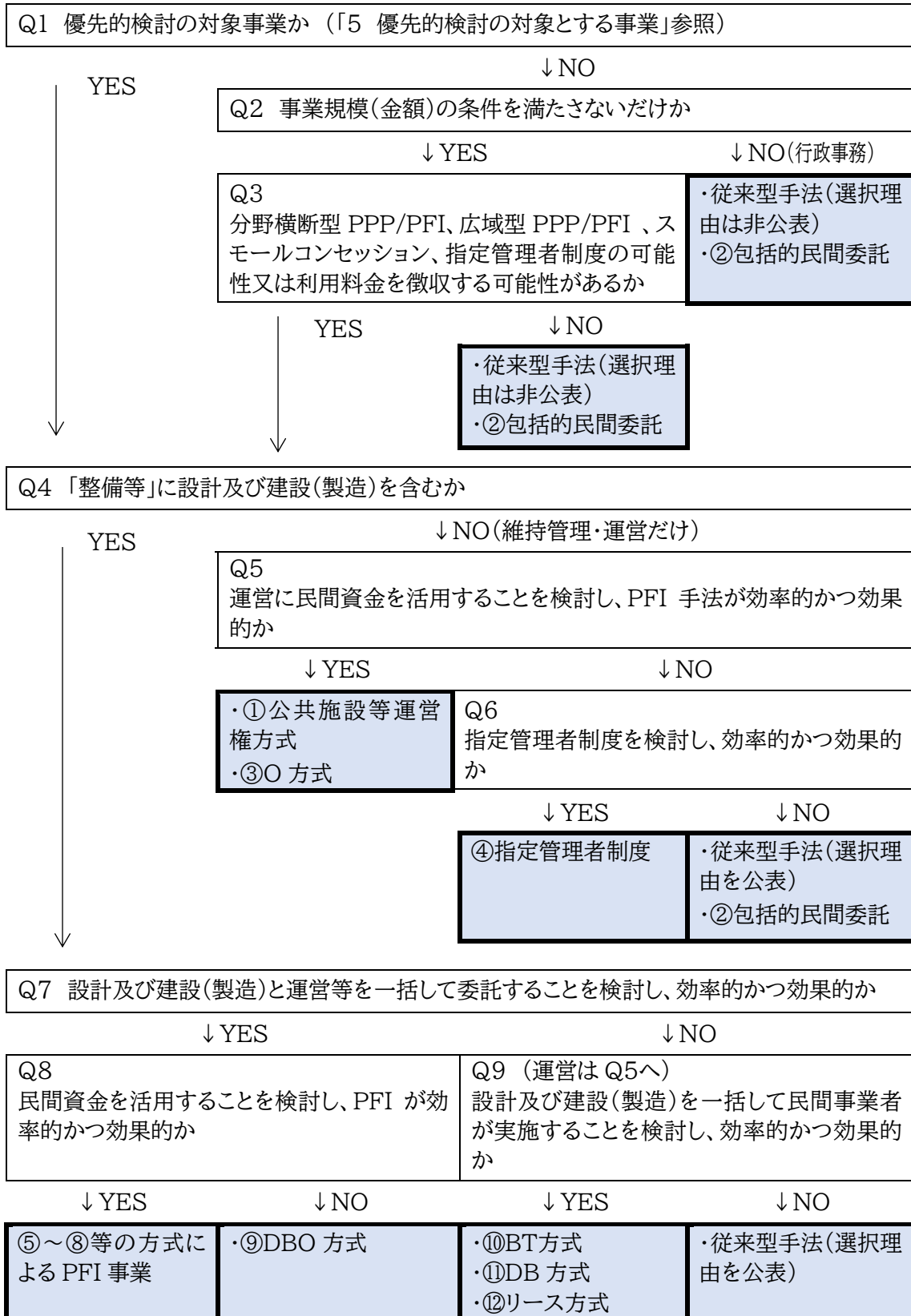
6 優先的検討の対象事業の例外

次に掲げる公共施設等の整備等を行う事業は、優先的検討の対象から除くものとします。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている事業
- (2) 市場化テストの導入が前提とされている事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

7 適切な手法の選択

次のフローを参考に、多様な PPP/PFI 手法から最適な手法を検討します。



8 検討方法

先進事例や様々な事例を調査し、多様な効果を評価しながら、効率的かつ効果的な手法を検討します。

民間資金活用を含めた民間事業者からの提案及び意見聴取等調査を円滑に実施するため、公民連携窓口を活用します。

9 検討結果の公表

公共施設マネジメント室は、優先的検討の対象事業のうち、PPP/PFI 手法を導入せず従来型手法を選択した事業について、その理由等を公表します。